

地域生活支援拠点等の整備状況 (成果目標 3 : 地域生活支援拠点等が有する機能の充実)

1. 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末目標 : 各区市町村に少なくとも1つ以上確保

		R3年度末実績	
整備済		27	
	区部	15	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、練馬区、足立区
	市町村部	12	八王子市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、国分寺市、福生市、東大和市、稲城市、西東京市
R4年度中に整備予定		7	
	区部	3	世田谷区、板橋区、葛飾区
	市町村部	4	武蔵野市、町田市、清瀬市、八丈町
検討中		19	
整備予定なし		9	

(区市町村報告より作成)

2. 運用状況の検証、検討

令和5年度末目標 : 各区市町村において年1回以上運用状況を検証、検討

R3年度末 実績
21

<参考>

地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標 (基本指針)

地域生活支援拠点等 (地域生活支援拠点又は面的な体制 (面的整備型)) について、令和5年度末までの間、各区市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

* **地域生活支援拠点** : 障害者の地域生活を支援する機能をグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点

* **面的な体制 (面的整備型)** : 地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

